

# 学校管理下の負傷等で医療機関を受診した場合

治療が完了するまでの調剤(薬代)分も含む**すべての**医療費の自己負担額(保険診療分3割)の**合計金額**が...

1,500円以上

センターの災害共済給付制度への申請対象になる。

医療機関の窓口で、健康保険証を提示し、  
医療費の自己負担額(保険診療分3割)を支払う。

**※医療証(子ども医療証等)は使用しないでください。**

学校を通じてセンター災害共済給付制度への申請手続きを行う。

センターの審査基準に該当した。

センターから災害共済給付金が給付される。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ申請する 主なメリット

- ① 医療費の自己負担額(保険診療分3割)に1割分加算され、4割給付される。
- ② 医療費の支給は、負傷等の初診から最長10年間行われるため、進学や市外に転出により、子ども医療等助成対象外になった場合でも、治療が継続していればセンターに申請ができる(ただし、受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなる。)。

1,500円未満

センターの災害共済給付制度への申請対象にならない。

医療機関の窓口で、健康保険証と  
医療証(子ども医療証等)を提示する。  
※保険診療分3割は、自己負担なし。

- 子ども医療証等を使用しなかったが、  
センターの審査基準に該当しなかった。
- 子ども医療証等を使用せず治療が完了したが、  
医療費の自己負担額(保険診療分)が  
1,500円未満だった。

などの場合は・・・

子ども医療・ひとり親家庭等医療はこども家庭課に、  
障害者医療は障がい福祉課に、  
保護者が申請すれば、  
支払った医療費(保険診療分3割)が返還されます。